

第1章 後期計画の基本的事項

第1節 後期計画策定の目的

小郡市食料・農業・農村基本計画は、平成25年度に制定した小郡市食料・農業・農村基本条例に基づき平成26年度に策定しました。

本計画は、平成27年度を初年度とし、10年後の令和6年度を目標年次としています。また、平成27年度から5年を前期、残りを後期期間と位置づけ、前期と後期期間の移行期である令和元年度に中間見直しを行うよう定義しています。見直しは、前期期間の総括と総括に基づく課題の再認識、そして課題解決のための取組の方向性、さらに、社会情勢や市民意識の変化等から派生する新たな課題や目指すべき方向性を反映させる内容とします。

第2章 食料・農業・農村の現状と課題

第1節 食料・農業・農村を取り巻く状況

1. 世界の食料・農業・農村を取り巻く状況

(1) 自由貿易協定及び経済連携協定

近年、日本は、諸外国と立て続けに経済連携協定を締結しています。

経済連携協定（EPA）は、国や地域間で貿易や投資の拡大をしていくために、関税や輸入割当などの貿易を制限するような障壁を一定の期間内に撤廃、または削減する協定である自由貿易協定（FTA）に加えて、知的財産の保護や人の移動、投資、ビジネス環境の整備など広範囲な取組を含む協定のことです。

■平成27年から日本との間で締結された経済連携協定等

発効期日	名称	参加国
平成27年 1月15日	日本・オーストラリア経済連携協定	オーストラリア
平成28年 6月 7日	日本・モンゴル経済連携協定	モンゴル
平成30年12月30日	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、TPP11）	オーストラリア、カナダ、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、
平成31年 1月14日	同上	ベトナム
平成31年 2月 1日	日本・EU経済連携協定	EU加盟国
令和 2年 1月 1日	日米貿易協定	アメリカ

平成19年4月に開始された日本・オーストラリア経済連携協定の交渉については、農業、特に酪農に関する関税が撤廃されることにより、国産農作物や乳製品が圧倒されると予想されたため、北海道などで反発が相次いでいました。

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」は、日本をはじめとして、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、

ペルー、シンガポール及びベトナムの合計11か国で大筋合意に至っています(まだ協定発効に至っていない国もあります)。

なお、日米貿易協定は関税撤廃または削減しか言及していないため、EPAではなくFTAに分類されます。

各々の協定締結に至るまでは、国内でも様々な動きがありました。こうした協定のデメリットとして、競争力が強くない産業が打撃を受ける場合があるというのが一般的に言われています。

農業分野は、協定締結による影響を色濃く受けると想定されています。どのような影響が出るのか注視していく必要があります。

(2) 気候変動

近年、世界的な猛暑や気象災害が頻発しています。

平成27年の気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択され、翌年発効したパリ協定は、全ての締約国が温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定です。「世界の平均気温上昇を産業革命以前から2℃以内に抑える」ことが謳われています。しかし、その目標達成のためには、世界の温室効果ガス排出量を、現在の1/3～1/2以下にする必要があり、締約国は具体的な削減目標を設定することが求められています。

農業分野における温室効果ガスの排出量は、日本においては国内総排出量の4%弱ですが、世界全体では総排出量の約1/4を占めています。そのため、農業分野からの温室効果ガスの排出削減技術を開発することは、国際的な課題となっています。

日本における近年の気候変動における影響は、高温障害による米の品質低下が挙げられます。水稻の登熟期の高温は、白未熟粒(米粒が白濁化すること)が多発するものとなります。整粒歩合の低下は米の等級の低下にもつながって米の価格に反映されるため生産者にとって非常に重大な案件です。

(3) 国連「家族農業の10年」

平成19～20年にかけて、世界の食料価格が劇的に上昇したことで、国際的な危機状態がもたらされました。食料危機の原因は、自然災害の影響やバイオ燃料への転用、アジア諸国における中産階級の増大に伴う食生活の変化など、複合的な要素が関係しているようです。

こうした世界的状況に対し、近代的農法を見つめなおすと共に小規模・家族農業の役割を再評価し、支援強化をしようという機運が国際的に高まりました。この動きが、国連における「国際家族農業年」(平成23年指定、平成26年実施)とその精神を受け継ぐ「家族農業の10年」(平成29年指定)に結びついています。農業経営体に占める家族経営体の割合が97.6%(平成27年)である日本は、「家族農業の10年」の共同提案者となっています。2019(平成31・令和元)年からの10年間は、家族農業の重要性をPRする様々なイベントが世界的に行われます。

家族農業は、平成27年に国連が持続可能な開発目標として設定した「SDGs」の17項目のうち、貧困や飢餓の根絶など11の項目において、最も重要な貢献ができるものとして位置づけられています。

2. 国内の食料・農業・農村を取り巻く状況

(1) スマート農業

農業分野については、農業者の高齢化及び後継者不足により、農業従事者数が減少しています。農業の担い手に農地を集積して耕作していくとしても、いずれは作業できる面積の限界が訪れます。また、調整や選果を行うには人手が必要ですが、思うように雇用労働力が確保できない現実があります。

そうした課題の解消策のひとつとして、国はスマート農業を提唱しています。ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現することを目指しています。

現在は、技術開発と実証実験、データ収集と解析をしている段階です。また、農林水産省が統括する農業データ連携基盤「WAGURI（和＋農業「Aguri」の造語）」にデータを集積し、ビッグデータとして活用していく予定です。

全国各地で実証実験に付されているものとしては、トラクターや田植え機などの大型農業用機械の自動走行化、スマートフォンなどでの自動操作、ドローンを活用した施肥・防除、空中撮影を活用した病害の早期発見や土壌の状況確認、水田の水管理を遠隔・自動制御化するほ場水管理システム、ハウス内の作物の成長度合いに応じて自動で灌水や施肥を行うシステム、農作業時に装着するアシストスーツなど種類は豊富です。

スマート農業は、労働力不足の解消や農産物の付加価値向上が期待できるツールですが、現在は研究段階ですので、新たな投資に見合うだけの費用対効果を得るのは難しいようです。スマート農業先進地のアメリカでは、大規模に生産を行っている農業者ほど導入率が高く、中小規模農家では未だに低調であることから、日本でも中小規模農業者に浸透するには時間がかかるものと思われます。また、栽培に係る膨大なデータを分析し活用できる能力が必要となってきますので、農業者自身も常日頃からスキルアップを心掛ける必要があると思われます。

市内では、ドローンを導入して防除に活用したり、生産管理のためのクラウドサービスを導入し、様々な作業情報のデータを収集されている認定農業者がいます。

(2) 企業の農業参入

農業生産法人以外の企業が農地を賃借して直接農業を行う制度は、平成14年の構造改革特区での試行から始まりました。次に、遊休地や遊休地になりそうなエリアを市町村が取得して企業に貸し付けるという特定法人貸付制度が、平成17年から全国展開されました。この制度を経て、平成21年の農地法改正により、農地リース方式での企業参入が自由化されました。

イオンやローソンなどの大手企業は、全国的に展開している商圏や物流網に合わせて自社農場を配置し、PB（プライベート・ブランド）商品の調達強化を図っています。また、不動産業や鉄道会社等が、植物工場を含む大規模な施設園芸へ進出しています。

企業の農業参入の背景としては、食の安全・安心を揺るがす事件や世界的な食糧需給のひっ迫が契機になっていると考えられます。また、グローバル化への対応が難しい内需型の企業は、人口減少や長引く低成長の中で自社技術を生かした植物工場や農業分野でICTを活用していくことを将来性のあるビジネスと捉えているようです。

10年間で約5倍の3千社を超える企業が農業参入しましたが、撤退する企業が存在するの事

実です。参入後、安定生産が容易ではないということを懸念材料に挙げている企業が5割を占めるという調査結果もあります。

企業参入による地元の期待は、地域活性化や雇用の確保、税収増に集中しがちですが、地域の農地の大部分を耕作している地域の農業者との共存関係を築いていくことができるかという視点が最も重要なことと考えられます。

(3) 農産物の輸出

安倍内閣が日本経済の再生に向けて展開する「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「成長戦略」のいわゆる「3本の矢」。安倍総理は、平成25年のスピーチにおいて、3本目の矢である「成長戦略」の中の「攻めの農林水産業」の目標として「2020（令和2）年までに農林水産物・食品の輸出額目標を1兆円」としました。平成24年の輸出額が約4,500億円だったことを考えると、当時の2倍以上の目標設定となっています。

国の輸出促進政策方針は、農林水産業・地域の活力創造本部が決定する「農林水産業・地域の活力創造プラン」で定められました。平成28年には、同本部の下に農林水産業の輸出力強化ワーキンググループが設置され、同年5月に国が取り組むべき対策の行程表を農林水産業の輸出力強化戦略として取りまとめました。

また、令和元年11月に、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が成立しました（令和2年4月1日施行）。

令和2年2月現在の農林水産物・食品の輸出額は、9,121億円で、1兆円の目標達成は困難な見方が優勢です。平成29年からの12.4%の輸出額上昇と比較すると伸びが鈍化していますが、それでも0.6%上昇で、平成24年からは右肩上がりです。

なお、輸出先としては、1位が香港、2位が中国、3位がアメリカとなっています。

J Aみいは、福岡の仲卸を通じて香港に週2回輸出をしていましたが、現在は国内の販路を充実させる方針に切り替えています。また、大刀洗町は香港に事務所を構えて輸出事業に取り組むと共に、海外の料理人を招いて農業者と直接取引をするなどの独自事業に取り組んでいます。市内では、香港に出荷されている農業者がいますが、今のところは積極的な対応ではないようです。

(4) G A P

国は、平成27年度に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、世界的なマーケットを開拓していくために、G A P等の認証取得を推進していくと定義しています。

G A Pとは、農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）の略です。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動を指します。G A Pを導入することにより、農産物に対する信頼性の確保、環境への配慮、異物混入などの事故防止対策を図ることができます。

G A Pには種類があり、世界共通の統一安全基準であるGLOBAL G. A. P. や（一財）日本G A P協会が運営主体のJ G A P、各都道府県の独自基準のG A P等があります。

令和3年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック選手村において、安全・安心の食材を活

用した料理を提供することとなっていますが、GLOBAL G. A. PやJGAP等を取得している生産者しか納入ができないようになっています。

小郡市内では、JAみいの小松菜部会や認定農業者がJGAPを取得されていますが、まだ一般的ではないと言わざるを得ません。それは、GAP取得による付加価値が農産物への価格反映までにつながっていないことや、GAPは毎年更新が必要ですが、継続費用が高額であることが要因として考えられます。

(5) 農業用ため池の決壊

平成30年7月豪雨は、停滞する梅雨前線に台風が接近したことにより、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨が降り、各地で甚大な被害が発生しました（後に激甚災害に指定）。

この豪雨により、全国で28箇所のため池が決壊しましたが、当時の選定基準で定められた防災重点ため池に指定されていたのはわずかに3箇所だけでした。さらに、広島県のため池決壊数は最も多く、28箇所中19箇所となっており、雨が降りやんだ後も決壊の危険性があるとして避難指示が出されるなどの対応に追われています。また、広島県福山市のため池は、ため池上流側のグラウンドの土砂が一気に流入したことによる決壊で1名死亡、4名が負傷する重大な事故に発展しています。

農林水産省は、ため池決壊が人家等に大きな被害をもたらしたことを踏まえて、全都道府県で、下流の家屋や公共施設等に被害を与えるおそれがあるため池を対象に、8月末を目途に安全性を確認する緊急点検を行うよう要請しました。

緊急点検により、全国に約20万箇所のため池があり、その半数が瀬戸内地方に集中していること、また、広島県は兵庫県の約4万箇所に次いで、全国2位の約2万箇所が集中していたことに加え、江戸時代以前に築造されたものが7割を占め、老朽化が進み耐久性に疑問があるとの調査結果が出ました。小郡市でも、平成30年度の災害後に国と県が共同で市内の全てのため池を巡回・点検しています。

国は、防災重点ため池よりも中山間部の小規模ため池で決壊が多発したことを受けて、「ため池対策検討チーム」を設置して、効果的な対策のあり方を検討しました。検討チームでは、①防災重点ため池の選定の考え方について、規模要件を設けずため池下流に家屋や公共施設等が存在するため池を選定の基本とすることに見直すこと、②その見直した選定状況について、都道府県が把握すること、③選定後に国がフォローアップすること、④ため池の廃止の促進等の効果的なため池対策のあり方について早急に検討することを取りまとめました。

また、国は、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するために「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を令和元年7月に制定しました。

小郡市は、平成16年度から、ため池の防災・減災工事を推進しています。

(6) 種子法の廃止

種子法の正式名称は「主要農産物種子法」で、戦後の昭和27年の食料を増産することを背景に制定されています。その目的は、米・麦・大豆といった主要農産物の優良な種子の品質を管理し、安定的に供給することを各都道府県に義務付けた法律のことです。この法律を背景に、国は、都道府

県が業務遂行をするために必要となる予算措置を行い、県は、種子の生産はもとより新品種の開発や奨励品種を決定する取組を行ってきました。

しかし、近年の食生活の変化により、米の需給バランスが崩れて生産調整が必要となる中、食糧管理法が廃止されました。また、国の規制改革会議において、地方公共団体が種子開発システムの中で、民間の品種開発を阻害しているという現状を踏まえて、日本農業の国際競争力強化に向けた官民総力を挙げた種子の開発・供給体制の構築は、種子法が存在する限り不可能であると判断されました。

平成29年4月に種子法はその役目を終えましたが、同時に附帯決議が採択されました。附帯決議には、優良な品質の種子を確保するため適切な基準を定めることや、国は都道府県の取組が後退しないように地方交付税措置を行うことなどの内容をうたっています。

福岡県は、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」において、種子の確保や県独自品種の開発などを主要施策として上げているところから、これまでどおり優良種子の安定供給を図っていくこととしています。

(7) 農福連携

「農福連携」とは、障がい者の農業現場での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信と生き甲斐を創出し、社会参画を実現する取組のことです。この取組が進むことにより、農業分野においては貴重な働き手として、福祉分野においては障がい者が働く場の拡大と工賃の引き上げなど生活の質の向上が期待されています。

国は、農福連携に関して、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進する方策を検討するため、省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置し、第1回会議を平成31年4月に開催しています。令和元年度に行われた第2回会議では、今後の推進の方向性を「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめました。また、農林水産省と厚生労働省は、本取組を推進していくための様々な支援事業を行っています。民間でも、平成30年に一般社団法人日本農福連携協会が設立され、農福連携に関するセミナーや先進的な取組の紹介等を行っています。

農福連携の形はいくつかあります。①農家等と福祉サービス事業所が請負契約を締結し、施設外就労として農作業を行う、②福祉サービス事業所が自ら農業経営を行う、③農業法人が福祉サービス事業部門を立ち上げて障がい者雇用を本格化させる、④企業の農業分野進出に伴った障がい者就労の拡大などがあります。

農業現場では、多くの種類の作物が生産されていることに加え、多岐に渡る作業工程があります。こうした一連の作業工程を細分化及び標準化することにより、障がい者が作業し易くなるだけでなく、農業者にとっても作業工程を見直す良い機会ともなりえます。

「農福連携の効果と課題に関する調査結果」（平成30年度）からは、「障がい者が貴重な人材となった」、「年間売上が増加した」、「賃金・工賃が増加した」など、農福連携に取り組む農業経営体と福祉サービス事業所双方の多くが、良い影響があったことを実感しているとの結果が出ています。

小郡市内では①及び②の形態での農福連携が行われており、障がい者は定植・調製・草刈りなどの農作業に従事されています。

3. 小郡市の食料・農業・農村を取り巻く状況

(1) 災害

農業は、気象の変化に敏感で多大な影響を受ける産業です。近年、本市においても、異常気象に見舞われており、農業所得に深刻な影響を与えています。

平成29年11月以降は寒波が停滞し、全国的に厳しい寒さとなりました。気温低下が農産物の育成に深刻なダメージを与え、出荷基準を満たすことができない農産物が多く出ました。全国的に野菜不足に陥ったことから、消費者が買い控えるほど野菜価格が高騰した一方、出荷体制を整えることができた少数の農業者にとっては商機になりました。

しかし、その半年後の平成30年7月、線状降水帯により西日本豪雨が発生しました。また、令和元年7月及び8月豪雨、9月の台風と立て続けに風水害が発生しました。筑後川につながる宝満川の水量が増大し、宝満川支流の河川に逆流することを防ぐために水門や樋門を閉ざすことで支流の水が吐ききらずに、内部に水が溜まり続け、農地が冠水するという事象が発生しています。2年連続、また、令和元年については毎月のごとく発生する天災に見舞われていることから、被災農業者の精神的・経済的ダメージは計り知れないものがあると考えられます。

また、そうした大変厳しい状況にある中、暖冬傾向による野菜の価格低迷が、農業者に追い打ちをかけています。

農業者が被災した災害は、福岡県朝倉農林事務所管内で発生した平成29年の九州北部豪雨から数えると3年連続となっています。今後も発生する可能性が高いことを考慮に入れ、災害発生を前提とした災害に強く持続可能性に優れた生産体制を築く必要があると考えられます。

(2) 交通

平成27年度からの5年間で、道路交通網の整備が進んでいます。

平成29年度に原田駅東福童線が全線開通、平成30年度に県道鳥栖朝倉線の高架化が実現、主要地方道久留米・筑紫野線の四車線化が進み、鳥栖朝倉線と国道500号線を結ぶ市道下町西福童16号線が令和元年度に供用開始となりました。

こうした道路網の整備が進むことにより、車両通行の流れが変わり、それに伴い農産物の搬送ルートや搬送にかかる時間の短縮にもつながるものと考えられます。

(3) 土地利用

平成27年度からの5年間で、土地の利用に関する法的整備が進められています。

あすみ地区などの市街化区域内の充実はもちろんのこと、市街化調整区域も開発が可能となっている地区があります。

調整区域における地区計画としては、産業系の開発が可能となった筑後小郡インターチェンジ地区や東野地区、住宅系としては松崎・上岩田地区があげられます。

また、戸建て住宅や店舗、診療所、老人ホームなどの福祉施設を建設できる都市計画法第34条第12号区域としては、今隈地区や味坂地区、干潟・立石地区、乙隈地区が既存の居住地域を活かした開発ができるようになっています。

大規模開発は、市街化調整区域でなされるものが多いことから、農地減少につながっている側面

があります。多くはほ場整備などがなされていない農地であるとはいえ、少なからず営農に影響を及ぼす場合があります。農業振興との均衡に心を配る必要があります。

(4) 鳥獣被害

全国での野生鳥獣による農作物被害は、平成30年度は158億円にのぼっています。被害額としては減少傾向にあるものの、鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄・離農の増加、車両との衝突事故、住宅への侵入や糞尿被害につながるなど、被害額として数字に表れる以上の影響があります。

国は、鳥獣被害の深刻化及び広域化を踏まえて、鳥獣被害防止特措法を成立させ、鳥獣被害防止に取り組む人を支援しています。また、環境省及び農林水産省は、平成25年に「抜本的な捕獲強化対策」を策定し、鹿や猪の生息頭数を10年後までに半減させることを目指しています。

小郡市では、カラス対策が主でしたが、近年は、アライグマや猿が住宅街に出没し、徘徊する事案も発生しています。アライグマ等については、農業者に対して箱罠を貸し出す手続きをしていますが、猿については追跡するしか方法がありません。また、カモがブロッコリーや麦の苗を食害する事例が多くなり、三井地区農業振興協議会で対策について試行錯誤していますが有効な対抗手段がないのが現状です。

また、令和2年2月に猪が北部住宅地を徘徊することにより、電車の運行に支障をきたし、小中学校に通学する児童や生徒、幼保育所に通園する子どもたちの生活が脅かされるなど、社会的・経済的損失は計りしれないものがありました。

小郡市としては、猟友会や警察と協力してパトロールなどに努めるとともに、地域の区長や教育関係部署と連絡を取りながら、鳥獣被害が拡大しないような体制づくりをする必要があります。